

# 平城京の坊牆制 (予察)

## — 平城京街区区画施設の実態 —

4、5世紀以後、中国華北の大規模な城郭都市にあって、居住地区は外壁(墻壁)に囲まれていた。この囲郭居住地区制度を坊牆制という。坊牆制は都市の行政区画の制度でもあり、北朝隋唐期の街区は、通常、墻壁に囲まれていた。藤原京、平城京の形制に大きな影響を与えた唐の長安城では、方形の外郭城内に108の坊があり、各坊は坊牆で囲まれていた。坊の四面に1ヵ所づつ坊門が設置されたが、夜間に閉鎖されるなどの厳格な統制がしかれていた<sup>1)</sup>。唐代長安城の坊里に関する文献史料は多く、都城内の施設の位置や居住者の住居位置などが詳細に論じられている。しかし、坊門や坊牆が実際にはどのような形であったかについてはほとんど不明である。そして「この(不明である)点は平城京についても同様」であると説明されることがある<sup>2)</sup>。そればかりか、平城京では「長安城と異なって、周囲に城壁を設けることもそれぞれの坊を垣牆で囲むこともなかった。宮城の周囲が頑健で裝飾性に富む築地塀で囲まれたのに対して、市街地に相当する京についてはこの点が全く考慮されていないのである」と叙述されることさえある<sup>3)</sup>。

平城京にあって、都城域を囲む外城壁=羅城の存在については、私はすでに別稿で、従来の通説とは異なる肯定的な論証を施した<sup>4)</sup>。いっぽう、平城京において、街区の周囲の区画施設がどうであったのかに関しては、これまで体系的に論じられることがなかったためか、上記のような不正確な理解が流布しているのである。

平城京城については、これまでにおよそ60haの発掘調査が進められている。その中で、坊牆制を検証することができる調査事例は、坪ごとの辺を単位にすると、調査報告書が刊行されていることを前提にすれば、236辺(例)になる<sup>5)</sup>(表1)。坪(街区)辺の区画施設は、種類としては築地塀、掘立柱塀のほかに、築地塀とはならない小規模な土塀が想定される場合や、塀ではなく溝を区画



図23 平城京左京三条一坊・二坊周辺の坊牆

施設とみなす場合もある。区画施設の設営されていなかったことが明らかな事例はきわめて限られる。

築地塀と判断する根拠としては、①築地塀の築成土が遺存している、②築地塀築成の際に堰板を固定する添柱列が確認される、③築地塀築成のための掘込地業が遺存している、④条坊道路側溝から一定距離を置いた該当位置に、街区内側の雨落溝に相当する溝が確認される(両溝間に掘立柱列はない)、⑤該当場所に暗渠が確認される、⑥該当場所に門建物の遺構が確認される、などの遺構状況が挙げられる。

表示した項目のうち、「不明」と区分したものは、坪の周辺部において、なんら区画施設の痕跡の確認されていない事例である。ただし、少なくとも掘立柱塀がなかったことは確かで、大半においては築地塀の存在する平面空間的な余地がみとめられる。仮にこの「不明」105例を除外しても、全体131例のうち66%にあたる87例が築地塀であり、築地塀である可能性が高い27例を加えると86%の坪辺における区画施設が築地塀であったことになる。掘立柱塀は少数で、14例、11%である。もとより、坪辺数は平城京全体では5000余りあったのであり、131という事例数はその3%弱にしか過ぎない。また、調査事例の分布状況も比較的偏っており、全容を闡明するにはかなり無理があるといえる。それでもなお、今後の調査研究の進捗に資するべく、いくつかの問題について言及しておきたい。

平城京の坊牆ないし坊垣については、岸俊男による研究がある<sup>6)</sup>。岸は史料および遺存地割の分析を通じて、平城京では「坊門は長安城のごとく各坊の四面、あるいは東西二面にそれぞれ開くというのではなく、三条-九条の各条間小路が朱雀大路に通じる場所にのみ設けられた」と判断した。そして平安京で「坊城」と称された条坊街区の実態を遡及させて、平城京にあって、坊門の開く「坊城の地は(平城宮前面の)左右一坊の全域」に限られていたと論じた。坊門の存在は坊垣、坊牆の存在を前提とすると考えれば、岸の見解に従う限り、左・右京一坊

表1 平城京坊牆の調査事例

	事例数	築地塀	築地塀か	掘立柱塀	閉塞施設なし	不明
大 路	61	30	6	0	2	23
条間大路・坊間大路	20	11	2	0	0	7
条間路・坊間路	33	9	3	3	0	18
条間小路・坊間小路	122	37	16	11	1	57
合 計	236	87	27	14	3	105



図24 平城京左京五条四坊周辺の坊墻

以外では坊垣が設置されていなかったことになり、先に紹介したような、平城京では各坊を坊垣で囲むことはなかったという理解を生むことになったのである。

坪街区縁辺部の発掘調査事例が多い左京三条一坊での状況をみてみよう。図23に明らかなように、囲郭施設が設営されていなかった西北角の一坪以外の各坪は、四周をすべて築地塀で囲まれていたと考えられる。興味深いことに、三条条間北小路が朱雀大路と接続する地点での調査(図23-A・図26上)では、坊門に相当する建築遺構も、それ以外の閉塞施設もなく、直接朱雀大路に通じている状況を示している<sup>7)</sup>。いっぽう、朱雀大路を挟んだ右京三条で三条条間南小路が朱雀大路と交差する地点での調査(図23-B・図26下)では、小路の北側溝が朱雀大路西側溝に流れ込む手前に暗渠があったことが確認されている<sup>8)</sup>。従って、小路を塞ぐ形で朱雀大路西側の築地塀が通じていた可能性があり、条坊配置上同じ条件であっても、状況は必ずしも一律ではなかったことを示している。

朱雀大路から遠く離れた左京五条四坊(図24)でも、8ヵ所の調査事例のうち、状況不明な4例以外は築地塀で坪区画が限られている。調査事例のある京内のいずれの坊(右京:一条二坊・二条三坊・三条二坊/三坊・五条四坊・七条一坊・八条一坊・九条一坊 左京:二条二坊/三坊・三条二坊/三坊・五条一坊/四坊・六条一坊/三坊・七条一坊/三坊・八条一坊/三坊)においても状況は同じで、坪の四周は多くは築地塀で、そして場所によっては掘立柱塀で区画されていたとみられる。また少なからぬ事例にあっては、塀に開く門が確認されている。ほとんどは柱間1間の掘立柱棟門であるが、間口2間の例や2×2間の門もある。大路に面する門は左京二条二坊五坪の南面築地塀(図23-C)と左京三条二坊一坪の北面築地塀(図23-D)に各1ヵ所の調査例がある。前者には建て替えの形跡も確認されている。これらが「坊門」に当たる施設であるのかについてはなお検討する必要があるが、いずれも二条大路に面する位置にあり、藤原麻呂宅、長屋王宅に比定されている街区に伴うものとして注目されている<sup>9)</sup>。

このように、平城京の坊墻制に関しては、従来の理解とは異なる状況であったことが判明する。236の調査事例の中には左京八条三坊の東市(図25の斜線部分)周辺部

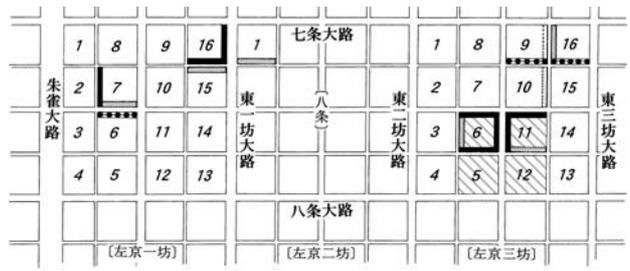


図25 平城京左京八条三坊周辺の坊墻

の12例(図25)も含まれる。市の形制をも合わせた坊市制、あるいは天平3年9月戊申条の、いわゆる宅門の制の実態解明も期待される。それとともに、『衛禁律』越垣及城条に「坊市垣管五十」とある坊垣が単に唐律の形式だけの継受でないとすれば、

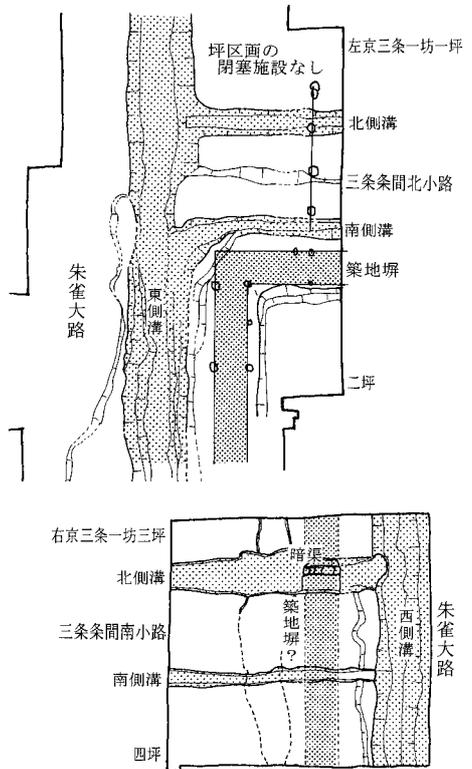


図26 朱雀大路と条間小路の交差点 1:500

平城京の坊墻制の実態を解明することは、律令制定時の都城であった藤原京で、街区を区画する構築的な施設を想定しがたいだけに、平城京建設の歴史的意味を問うために必要な作業の一つであることは間違いない。

(井上和人)

注

- 1) 妹尾達彦「中華の分裂と再生」『岩波講座世界歴史9 中華の分裂と再生』岩波書店、1999年。
- 2) 田中淡「唐代都市の住居の規模と算定基準」『岩波講座世界歴史9 中華の分裂と再生』(月報)、岩波書店、1999年。
- 3) 北村優季「日本古代の都城の形成をめぐって」『年報都市史研究9 東アジアの伝統都市』都市研究会、2001年。
- 4) 井上和人「古代東アジア都城形制研究の新視角」『条里制・古代都市研究』第21号、2006年。
- 5) 奈文研、奈良市教育委員会、奈良県立橿原考古学研究所、大和郡山市教育委員会、元興寺文化財研究所が、1966年から2005年の間に刊行した発掘調査報告書による。
- 6) 岸俊男「難波宮の系譜」『京都大学文学部研究紀要』17、1977年。
- 7) 奈良市教育委員会『史跡平城京朱雀大路跡』奈良市埋蔵文化財調査研究報告第2冊、1999年。
- 8) 奈文研「平城京三条一坊三・四坪の調査-第288次・第290次」『奈文研年報1998-III』1998年。
- 9) 奈文研『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』奈文研学報第54冊、1995年。